

育児休業手当金の延長給付請求書の添付書類に追加が必要となる見込みです。

令和6年9月27日、育児休業手当金の総務省令で定める場合に適用される支給期間の延長措置（以下、「延長給付」という。）について、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和7年4月から施行されます。

令和6年12月時点では給付手続きの詳細は未定ですが、施行に伴い令和7年4月以降は、育児休業手当金の延長給付の請求書提出時の添付書類が変更となる見込みです。詳細は、別途所属所宛に通知等でご案内いたしますので、所属所にご相談の上、手続き願います。

延長給付請求書提出時の必要書類

現行の添付書類

- ①保育所等入所に関する区市町村長の証明書
- ②育児休業手当金延長給付に係る誓約書
- ③母子健康手帳の写し
- ④育児休業承認期間が確認できる書類の写し

育児休業手当金の延長給付の請求予定がある人は、**保育所の入所申込書の写しを保管しておく必要があるんだね。**



令和7年4月以降の添付書類(見込み)

- ①保育所等入所に関する区市町村長の証明書
- ②育児休業手当金延長給付に係る誓約書
- ③母子健康手帳の写し
- ④育児休業承認期間が確認できる書類の写し



◎本人が記載する申告書

利用を申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく、自宅又は勤務先からの移動に相当の時間を要する遠隔地の（利用予定の交通手段による自宅又は職場からの移動時間が30分以上となる）施設のみとなっていないこと等を確認するための書類

◎市区町村に保育所等の利用申込みを行ったときの申込書の写し

地方公務員等共済組合法施行規則 第二条の五の五（抜粋）

●改正前

育児休業等に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

●改正後

育児休業等に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合（**速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものであると組合が認める場合に限る。**）

本記事に関しては、令和6年10月16日付公立東京給第1018号「育児休業手当金に係る地方公務員等共済組合法施行規則の一部改正について（通知）」によりお知らせしています。

令和7年4月1日に「育児休業支援手当金」及び「育児時短勤務手当金」が創設されます。支給要件や請求方法等については、決まり次第通知いたしますので、お待ちください。

問合せ先

給付貸付課短期給付担当

☎ 03-5320-6827